

令和2年度事業計画

1 全体方針

青少年の自立を支える会（以下、本会）は設立から23年目を迎え、社会的養護から放り出された子どもの支援から、社会的養護の網からも零れ落ちてしまっている子どもの支援へと、活動の裾野を広げてきた。本会の活動はしっかり根のはったものになり、世間からも一定の評価を得ている。

星の家では、設立当初は児童養護施設等の退所した子どもばかりであったが、今では社会的養護を経ないで入居に至る子どもが大半となってきた。社会経験（就労体験）を経ず家庭から直接入居してくる子どもは、働く意欲が乏しく、入居の期間が2～3年と長引く傾向にある。一昨年度より「社会的養護自立支援事業」がスタートし、22歳に達する年度末までの支援が可能となったが、星の家としてどのような支援をしていくべきなのか模索しているところである。

ファミリーホーム「はなの家」では、中学・高校生が暮らしているが、学習や部活動など子ども個々のニーズに対応するために多くの労力が割かれる状況にある。家庭養育原則の下、ファミリーホームが増加していくことが期待されているが、5～6人の定員で十分な養育ができるのか疑問を感じており、それを社会に引き続き発信していきたい。

子どもの居場所「月の家」は6年が経過した。栃木県単独事業及び宇都宮市単独事業であったこの事業は、これまでの取組が認められ国の補助事業となったことは喜ばしい限りである。今後この事業に取り組む仲間が増えることを期待したい。児童福祉法の趣旨に照らせば、各市町に「子どもの居場所」が増えていくことは必至のことと思われるが、市町レベルでは十分なノウハウがないことや、そもそも居場所の担い手がいないことで、思うように広がっていかないのが現状である。「子どもの居場所担い手育成事業」も継続することとなり、居場所の更なる普及に取り組んでいくとともに在宅支援のすそ野を広げていきたい。

昨年12月から新事業「ママと赤ちゃん家」がスタートした。これは、星の家を中心に社会的養護のなかで育った子どもが母親となり、親族の支援がないなか子育てに苦悩する姿を目の当たりにする機会が増えてきたことで、本会に関わる有志が立ち上げたものである。虐待防止には極めて実効性の高い事業と確信しており活動を軌道に乗せていきたい。

22年を経て、設立当初から活動してきたメンバーが高齢化し、第一線で奔走することが難しくなってきている中、中心を担うメンバーの若返りは喫緊の課題となっている。福祉業界において人手不足は深刻で、そうでなくとも財政基盤の弱いNPOにとっては大きな問題となっている。今後本会が長く活動を継続していくためには財政基盤の安定は必至のこととなっている。そのためにも、星の家まつりとチャリティーコンサートの収益事業などを通して、本会を支援する人々の輪を大きくしていかなければならない。併せて、広報活動に努めたり、啓蒙活動としての研修会を実施していくことで、活動への理解を広めていくとともに会員の拡大を図っていきたい。

2 事務局の活動

恒常的な活動	事務局会議	毎月第一火曜日
4月	星の家だよりの発行	
5月 31日	理事会・総会・研修会 (パルティ) (星の家)	
7月	会報・星の家だよりの発行	
9月	星の家だよりの発行・理事会	
9月 27日	星の家まつり (ロマンチック村) 中止	
11月	子ども虐待をなくそう！県民のつどい	
1月	会報・星の家だよりの発行	
2月 28日	チャリティーコンサート (宇都宮市文化会館大ホール) 中止	
3月	理事会	

予定していた星の家まつりとチャリティーコンサートは新型コロナウィルス感染拡大防止のために中止いたします。

3 運営委員会

恒常的な活動	会の事業に関する検討を行う。毎月（第三火曜日）
	研修会

4 特定非営利活動

- (1) 自立援助ホーム「星の家」の運営
ケース会議 毎月第四金曜日
- (2) ファミリーホーム「はなの家」の運営
ケース会議 毎月第二金曜日
- (3) 宇都宮市委託事業 子どもの居場所「月の家」の運営
- (4) 栃木県委託事業 子どもの居場所担い手育成事業
- (5) ママと赤ちゃん家

5 収益事業

チャリティーコンサート
星の家まつり

6 その他

「とちぎユースアフターケア事業協同組合」への職員派遣